

住民基本台帳カード

必ず本人が申請してください

市では、希望する市民に、住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。住基カードは、顔写真の入ったものと入らないものの2種類から選択できます。顔写真は、上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影した縦45ミリメートル×横35ミリメートルのものを持ってきてください。手続するときには市民課(市役所1階)で撮影することもできます。

申請時に本人確認が必要です

必ず本人が窓口で申請してください。官公署が発行した写真入り証明書(運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)2点か、写真入り証明書1点と健康保険証や年金手帳など1点で本人確認を行います。証明書がない人には、即日交付ができません。郵便により照会を行い、後日窓口で交付します。

住基カード交付時に、本人が数字4桁の暗証番号を設定します。

で、あらかじめ用意してください。生年月日などの分かりやすい番号は避けてください。

住基カードの交付手数料は500円です。有効期限は発行日から10年ですが、市外へ転出したときは無効になります。市内で転居した場合は住所の修正を行いますので、カードを市民課または下総・大栄支所市民福祉課へ持ってきてください(赤坂・遠山市民課分室では手続きできません)。

受けられるサービス

○付記転出入の特例処理：住基カードがある人は、特例の転出届(付記転出)を前の市区町村に郵送で行うことで、転出証明書なしに新しい市区町村の窓口で転入届(付記転入届)ができます。○公的個人認証サービス：インターネットを通じた行政手続き

を安全に行うために使用する、電子証明書の交付を受けることができます。手数料は500円です。インターネットに接続できるパソコンと住基カードの情報を読み書きするためのICカードリーダーが必要で

※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

水道水の排水作業

並木町地区で実施

作業日時：2月6日(月)午後11時～翌午前5時

予定地区：並木町地区

予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することがありますので注意してください。

※くわしくは水道部工務課(☎22-0269)へ。

民事調停

話し合いで

円満な解決を

交通事故や金銭の貸し借り・物

の売り買いに関するトラブルを解決するために、「民事調停」という手続きがあります。

民事調停は、訴訟よりも時間がかからず、申し立てが簡単、手数料が訴訟よりも低額、合意を記載した調書には執行力がある、などの特長があり、裁判官や調停委員の立ち会いの下、話し合いによって円満な解決を促します。ぜひ利用してください。

※くわしくは千葉地方裁判所事務局総務課(☎043-1222-0165)へ。

自宅前の除雪

事故防止のために
ご協力を

雪道では、歩行者の転倒、車両のスリップ事故が心配されます。

降雪の場合、市ではバス通りなどの幹線道路と通学路から除雪作業をしており、集落や住宅地内の除雪には時間を要することになります。雪がやんだら自宅前の除雪にご協力をお願いします。

※くわしくは道路管理課(☎20-1551)へ。

放射性物質の簡易測定

農産物などを対象に

市では、成田市産の農産物の安全確認を行うため、市独自の放射性物質簡易型測定装置を整備し、検査を希望する人が持ってきた農産物などに対する放射性物質の測定を行っています。

検査日時：月・火・水曜日の午前対象：出荷・販売・自家消費などを目的として市内で生産された農産物など

検査場所：大栄支所

検査費用：無料

検査装置：日立アロカメディカ

(株)製の2×2インチNaI

(TI)シンチレーション検出器

検出限界：放射性ヨウ素、放射性

セシウム134、放射性セシウ

ム137それぞれ30ベクレル／

キログラム(検査環境により異なる場合があります)

申込方法：検査希望日の前々日ま

でに農政課(☎20-1541)に

電話し、検査当日に検体を大栄

支所へ

※くわしくは農政課へ。

市長日誌

【1月1日～15日】

1日	新春航空安全祈願祭
4日	仕事始めの式
5日	公設地方卸売市場 開市式 成田市場振興協議会賀詞交歓会 JR成田駅「お正月のおもてなし」
7日	とよすみ新春レク大会
9日	成人式
12日	北海道旭川市パークゴルフ協会との交流会



安全を祈願して鏡開き(1日)

家屋の新築・増築

資産税課へ 連絡してください

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。

家屋の新・増築、建て替え、取り壊し、名義の変更などがあつたら、資産税課へ連絡してください。
※くわしくは同課(☎20-1514)へ。

学校監査

平成23年度の 結果を公表します

平成23年度に実施した定期監査(学校監査)の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせ

します。

成田市監査委員 福田 稔

同日 石渡 孝春

期日 10月14日・18日

場所 各小中学校

対象 平成23年9月末日までの財

務に関する事務の執行状況

○小学校5校：三里塚・加良部・橋賀台・新山・本城

○中学校1校：吾妻

方法 学校配当予算の執行状況と施設などの管理状況について、

諸帳簿類を調査するとともに、

関係職員から説明を受けて、監査を実施

結果

予算の執行

「支出経理事務について、関係帳簿と証拠書類を照合したところ、計数は符合し、おおむね適正に処理されていると認められた。予算執行に当たっては、年間の

行事などの状況を的確に判断し、

時機を失することのないよう留意

されたい」

施設の管理

「図書室などの管理状況について調査した。図書室では図書などが整理整頓され、子どもたちの興味を引くような簡単な解説を付けるなどの工夫がされていて、貸し出し状況も良好だった。今後も蔵書や図書館司書による指導がさらに充実し子どもたちの読書がますます盛んになることを期待する」

※くわしくは監査委員事務局(☎20-1572)へ。

空き地の管理

周囲の迷惑にならない ように

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所や火災発生の原因となる恐れがあり、周囲に迷惑が掛かります。空き地の所有者は、早めに草を刈るなど、しっかりとした土地管理に努めてください。

市では、草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出ししていますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

千葉県災害義援金

申請は2月29日までに

県では、東日本大震災で住宅の一部が損壊した世帯を対象に、県災害義援金の配分を行っています。振込予定日などの詳細は、各世帯に郵送で通知します。

義援金の申請には、り災証明が必要で、申請が済んでいない人は、危機管理課(市役所4階)で手

続きをしてください。

申請期限 2月29日(水)

配分金額 1万5,000円

り災証明書の発行

申請時間 午前8時30分～午後5時15分

申請場所 危機管理課

持ち物 印鑑、本人確認ができるもの、被害状況が分かる書類などの写し

※くわしくは同課(☎20-1523)へ。

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
保育園・幼稚園など(31カ所)	12/14～21	0.05～0.12	0.05～0.14	0.05～0.16
保育園・幼稚園などの砂場・ブランコなど	12/14～21	—	0.05～0.15	0.05～0.19
子どもの遊び場(44カ所)	1/4～5	0.08～0.21	0.08～0.21	0.07～0.21
体育施設(37カ所)	1/11～13	0.07～0.20	0.06～0.20	0.06～0.22
市役所(花崎町)	1/4	0.13	0.14	0.19
	1/10	0.12	0.14	0.14
	1/16	0.12	0.13	0.16
下総支所(猿山)	1/4	0.13	0.15	0.15
	1/10	0.13	0.14	0.14
	1/16	0.13	0.13	0.14
大栄支所(松子)	1/4	0.11	0.11	0.11
	1/10	0.11	0.11	0.11
	1/16	0.11	0.11	0.11
大清水 大気測定局(遠山中敷地内)	1/4	0.11	0.11	0.13
	1/10	0.11	0.12	0.13
	1/16	0.12	0.12	0.14
幡谷 大気測定局(久住体育館隣り)	1/4	0.13	0.14	0.15
	1/10	0.13	0.13	0.15
	1/16	0.12	0.14	0.15

※小中学校の通学路261地点の測定結果については、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kyoshido/std0058.html>)に掲載しています。各施設の測定結果は、市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

経済センサス・活動調査 事業所と企業のご協力を

国の産業統計情報の整備を目的に、2月1日(水)を調査期日として全国全ての事業所と企業を対象として経済センサス・活動調査が行われています。調査票に必要な事項を書いて調査員に提出してください。

※調査員は調査員証を携帯していません。くわしくは行政管理局(☎20-15501)へ。

特別返還金 年金型生命保険金給付がある人に

遺族が年金として受給する生命保険金について、所得税の取り扱いが変更され、相続税の課税対象となった部分は所得税の課税対象ではなくなりました。これに伴い、納め過ぎとなった市・県民税税額相当分について、特別返還金を支給します。

対象 平成12年1月1日以後に相続などにより年金型生命保険金給付があり、税務署で特別還付金支給決定を受けた人

受付期限 平成26年3月31日
申請方法 税務署への特別還付金請求とは別に市への申請が必要

です。事前に電話で必要書類を確認し、市民税課(市役所2階)へ

必要書類 所得税の特別還付金の支給決定通知書の写し・計算明細書の写し、生命保険契約などの契約書の写し、保険会社からの年金支払通知書の写しなど

※国民健康保険税、介護保険料も対象になる場合があります。それぞれ手続きが必要です。くわしくは、市・県民税については市民税課(☎20-15113)、国民健康保険税については保険年金課(☎20-1526)、介護保険料については介護保険課(☎20-1545)へ。

野ネズミの駆除 田畑に薬剤を投入します

農作物に被害を与える野ネズミの駆除を、大栄地区を除く市内の田畑で行います。農業者がネズミの巣穴に薬剤を投入しますので、注意してください。

実施期間 2月11日(土・祝)～3

4日(日)
薬剤 トラテミン

※投入された薬剤は半年ほどで自然分解し、無害になります。くわしくはJA成田市営農部購買課(☎20-1971)、下総地区

については北総農業共済組合(☎043-481-6911)へ。

公共下水道 接続は速やかに

公共下水道の利用ができるようになる、くみ取り便所を3年以内に水洗トイレに改造することが法律で義務付けられています。台所や風呂の汚水、雑排水については、なるべく早く公共下水道に直接流すための排水設備を設置してください。

市では、下水道供用開始の公示後1年以内の工事の場合は3万円(1年を超え3年以内の工事であれば2万5,000円)の改造資金補助金の交付、融資のあっせんや利子補給(借入額30万円が限度)をしています。
※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

不法投棄

定期的な見回りを

道路や個人の土地への不法投棄が後を絶ちません。

市では、不法投棄監視員などによるパトロール、監視カメラの設置など、監視体制の強化を図っています。

不法投棄を防止するには、地域における不審者・不審車両などの監視や、土地所有者の適正な管理が大切です。不法投棄防止のため、柵や看板(区長からの申し出があれば、啓発用の看板を無料で配布します)の設置・定期的な見回りなどに努めてください。
※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

市営水道料金を値上げします

市では4月から、市営水道料金を平均5.6パーセント値上げします。市営水道を利用している人には、2月または3月の水道メーター検針の際に、新料金を記したお知らせを配布します。
※下水道料金は変更ありません。くわしくは水道部業務課(☎22-0269)へ。

新料金

口径・用途	基本料金		従量料金	
	(1月当たり)		水量区分(単位: m ³)	(1m ³ 当たり)
13mm	441円		1~10	59円85銭
20mm	997円50銭		11~20	157円50銭
25mm	1,743円		21~40	256円20銭
30mm	3,244円50銭		41~100	342円30銭
40mm	6,783円		101~500	424円20銭
50mm	15,267円		501~1,000	463円 5銭
75mm	34,933円50銭		1000m ³ を超える分	462円
100mm	67,294円50銭			
150mm	186,669円			
臨時用			1m ³ 当たり451円50銭	